

見積依頼

下記のとおり見積合せに付します。

記

1. 電子調達システムの利用

本調達には「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) を利用した見積合せ手続により実施するものとする。ただし、「紙」又は「電子メール」による見積書等の提出も可とする。

2. 見積合せに付する事項等

- (1) 調達件名 令和6年度富山県内合同宿舎消防用設備点検業務
- (2) 履行場所 富山県富山市長江本町18番ほか
- (3) 業務概要 長江宿舎ほか6団地(富山市及び高岡市)の消防用設備の点検業務を行う。
- (4) 見積書等の受領期限 令和6年7月10日(水) 17時15分まで
- (5) 見積合せ日時及び場所 令和6年7月11日(木) 15時30分から
石川県金沢市新神田4丁目3番10号
金沢新神田合同庁舎6階 北陸財務局管財部会議室
- (6) (4)、(5)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

3. 見積合せに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類が「役務の提供等」で、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札参加申込期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。なお、本見積合せについて、一の会社(法人)からは一の見積書提出しかできない。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む)であること。
- (5) 競争参加資格が確認された後、見積合せのときまでに、各省各庁から指名停止等を受けた者でないこと。
- (6) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。
- (7) 当局の契約担当官等が実施した入札等の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしはその他、入札等の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約相手方として、不適當であると認められる者でないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格の再審査を受けている者(再認定後の競争参加資格による)であること。
- (10) 見積合せに参加するために必要な書類を見積書とあわせて上記2.(4)の受領期限までに提出した者であること。

(11) その他の条件については、下記4に示す場所において説明する。

4. 契約条項等を示す場所 〒921-8508
石川県金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎6階
北陸財務局会計課経理係
5. 見積合せ説明書等の交付期間及び方法
- (1) 交付期間 令和6年7月8日(月)17時15分まで
- (2) 交付方法 原則、電子調達システム (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) から見積依頼、見積合せ説明書、建築保全業務特記仕様書及び契約書案をダウンロードする。
なお、見積合せ説明書等にはパスワードが付与されているため、閲覧を希望する者は以下の内容にて choutatsu@hr.lfb-mof.go.jp (「l」は英小文字の「エル」)宛に(1)の期限までにメールを送付すること。当局からは、資格要件の確認を受けた者に対し、受信したメールアドレス宛にパスワードを通知する。
件名:「令和6年度富山県内合同宿舍消防用設備点検業務」のパスワード交付願
メール本文: 参加者の住所
氏名(法人の場合は、その名称又は商号)
担当者氏名
担当者連絡先
添付ファイル: 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写)
6. 契約保証金
全額免除する。
7. 見積書の記載金額について
落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
8. 見積書の無効
本見積依頼に示した見積合せ参加に必要な資格のない者の提出した見積書及び見積合せに関する条件に違反した見積書は無効とする。
9. 契約書等の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(以上)

令和6年6月20日

支出負担行為担当官
北陸財務局総務管理官 鈴木 盛雄